



北3条東10丁目

廃止区間②

廃止区間①

苗穂駅  
南口駅前広場

←→ 建築基準法第42条第1項第4号道路

**位置図（参考資料）**  
【利用にあたって】  
この地図は、概ねの位置を示すために作成した資料です。そのため、道路の位置、幅員及びすみ切り長の有無などの確定にあたっては、必ず「道路に関する台帳」によりご確認ください。  
札幌市都市局建築指導部道路確認担当課